# 令和2年12月定例農業委員会 会議録

令和2年12月2日(水)

## 会議次第

- 1. 開 会
- 2. 挨 拶
- 3. 議事
  - ・議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - ・議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - ・議案第3号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について
  - ・議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による 利用権の設定について
  - ・議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による 利用権の設定について(中間管理事業分)
  - ・報告第2号 農地中間管理事業による権利設定について
- 4. その他
- 5. 閉 会

### (午前9時30分開会)

#### • 事務局

皆さん、おはようございます。

定刻となりましたので、只今から令和2年12月農業委員会総 会を開催させていただきます。

開催の前に、委員の皆さんにお願いを申し上げます。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、議案 第3号終了後に換気を行います。委員の皆様にはご不便、ご迷惑 をおかけいたしますが、どうかご理解の上、ご了承を願います。

それでは、開会にあたり事務局よりご挨拶申し上げます。

### • 局 長

皆さん、改めましておはようございます。

本年最後の農業委員会総会ということで、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

今、事務局の方からコロナウイルスというお話がありましたが、 今年1月、横浜で始まって以来、本当に私たちには関係のないと ころでのことだなと思っていたのが、もう日々日々私たちにも迫 ってきているという状況で、本当に皆さんもご心配をかけている のではないかなというふうに思います。

行政の方ではコロナウイルス対策をということで、本当にまだまだ不十分なところもあるんですが、様々な取組をさせていただきました。

私の所管するところで、シティセールス課の方からそれぞれ皆さん方にクーポン券というのを送らせていただいていると思うんですが、約800通位がまだ配送されずにシティセールス推進課の方に戻ってきております。もし皆さん方にもそういったお問合せ等がありましたら、市役所の方に1回連絡したらというようなお声かけをいただけるとすごくありがたいので、よろしくお願いします。

それから、今年につきましては、農業振興条例、それから人・ 農地プランに対して、農業委員会の皆さん方から様々なご意見、 それからアドバイス等を頂きました。この12月議会の方に農業 振興条例の方を提案させていただいて、しっかりと議員の皆さん にも説明し、理解をしていただく予定をしております。

まだまだこれから寒い日が続きます。来年こそ本当に皆さんとともによい年を迎えたいと、そういう思いでおります。これから

もご支援、ご協力の方、よろしくお願いします。 本日は大変、ご出席いただきましてありがとうございます。

### • 事務局

議事の進行につきましては、橋本市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が会議の議長となり、会議を掌理するとなっています。

以後、土井会長におかれましては、ご挨拶の後、議事の進行をお願いします。

なお、本日の会議はマイクをご用意しております。ご発言の際は挙手をして、議長が指名するまでお待ちください。ご発言は議長からのご指名の後、お名前をおっしゃってからご発言願います。 それでは、土井会長、お願いいたします。

### • 土井会長

おはようございます。

局長からありましたが、令和2年最後の定例の委員会ということであります。

1年の経過というのはあっという間でございまして、顧みますと、1月の初めから、いまだにまだ続いておる新型コロナウイルス感染症、これに係る対策というのが最大の課題でございます。

また、本県においても毎日のように陽性者が発表されてございまして、橋本保健所管内においても陽性者が続いておる現状でございますので、皆さん方、十分注意をしてください。

それと、6月、7月には集中豪雨によりまして、九州地方、あるいは岐阜県、長野県に大きな被害がございまして、農業関係にも大災害ということになりました。

また、安倍政権から菅政権に代わったということも非常にまだ新しい記憶でございます。

このような中で、農業委員会といたしまして、空き家に付随する農地の問題や、長らくばらばらであった農地取得の別段下限面積の市内の一律化を皆さんと協議し、決定をしていただき、また、市当局へは農地最適化に係る意見書も提出することができました。

農業振興条例も現在開会中の12月議会に上程されてございまして、これが承認されますと、これに基づく支援策というものを 予算化するというふうに伺ってございます。

人・農地プランにつきましても着実に進められておりまして、

農業振興に対する環境が大変強化されつつあるというふうに感じておるところでございます。これも皆様方、各農業委員さん、推進委員さん、それぞれそれぞれの立場で一生懸命に尽力していただけたおかげやというふうに思って感謝をしております。

本年の年末年始は例年と異なる形で過ごさざるを得ないという ふうに思っておりますが、皆さん方には健康に十分されまして、 よりよき新年を迎えられることを心から祈念をいたしまして、挨 拶といたします。

それでは、これより議事に移ります。

## 議長

それでは、只今より議事を進行してまいります。

事務局から説明があったとおり、ご発言の段は、挙手の後、お 名前をおっしゃってからお願いします。

事務局から本日の出席委員についての報告を願います。

#### • 事務局

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の出席委員数についてご報告申し上げます。

農業委員11名中10名の出席でございます。

なお、議席番号2番木下善久委員より欠席届が提出され、また、 大上推進委員、平田推進委員からも欠席の連絡を受けております。 以上です。

## • 議 長

事務局報告のとおり、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び橋本市農業委員会規則第7条の規定により、出席委員は在任委員の過半数に達しており、本日の会議は成立していることを宣言いたします。

議案の審議に先立ち、私の方から議事録署名委員の選任を行います。橋本市農業委員会規則第18条第2項に規定する議事録署名委員は、議席番号5番廣田征男委員、議席番号6番田中里美委員の2名を指名いたします。

また、書記には事務局職員を指名します。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

本日審議いたします案件は、提出議案5件、報告1件でありま

す。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について を 上程し、事務局の説明を求めます。

### • 事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明いたします。今月の3条申請について、3件の申請がありましたが、12月1日付で取下願が提出されたため、2件の申請となっております。

それでは、整理番号1番の案件についてご説明いたします。議案書及び位置図の3-1ページをご覧ください。申請地は橋本市妻・・・、・・・。登記簿地目は田、現況は休耕地です。今回の申請は売買による所有権の移転です。高齢のため農地の維持管理が困難になっていた譲渡人と農地の拡大を考えていた譲受人とが話がまとまり、申請に及びました。譲受人、・・の経営耕地面積は、取得しようとする農地と合わせて合計・・・㎡で、橋本市内全域の下限面積20aをクリアしています。譲受人・・・は・・・県に在住しておりますが、休暇のたび実家に帰省し農作業を行っており、再来年の春には本市に戻り本格的に営農を始めるということです。また、経営耕地面積が広いため農地の維持管理の確認をしたところ、きちんと管理していきますと回答を得ています。周辺農地への被害防除措置等、影響はありません。譲受人は、耕運機2台、軽トラック1台、草刈り機1台、動力噴霧器1台を所有しており、農業従事者は1名です。

続きまして、整理番号2番の案件について、3-2の位置図をご覧ください。申請地は橋本市慶賀野・・・、・・・、・・・。登記簿地目は田、現況は畑。今回の申請は売買による所有権の移転です。譲渡人と譲受人は申請地で40年ほど前から小作契約で耕作を行っており、今回正式に売買契約で話がまとまり、本申請に及びました。譲受人、・・の経営耕地面積は、取得しようとする農地と合わせて合計・・・㎡で、橋本市内全域の下限面積20aをクリアしています。周辺農地への被害防除措置等、影響はありません。譲受人は、耕運機1台、草刈り機1台、消毒器1台、軽トラック1台を所有しており、農業従事者は2名です。

以上について、農地法第3条第2項各号に照らし書類審査及び 現地調査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付され ており、許可相当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしく お願いします。

### • 議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんから追加説明を順次お願いします。

## • 東推進委員

1番。推進委員の東ですけれども、事務局のおっしゃるとおりで、・・さんという方は妻地区周辺あたりの土地をかなり、最近購入続けておりまして、恐らく多分1ha位もう買っているんじゃないかんと思うんです。1人でやられるということなんですけれども、土地自体もかなり荒れている土地もありまして、本来は、個人的なことなのでとやかく言う必要はないんかもわからんですけれども、事務局が心配しているとおり、1人でできるんかなとふと思ったり、しかも、今現在、63位でしょう、年は。65位からやる予定みたいですけれども、あくまでも個人のことなので、やるというならそれでええんかも分からんですけど、ちょっと気になるところです。以上です。

### • 議 長

次、どうぞ。

## • 向井推進委員

推進委員の向井です。・・・さんは・・・さんと親戚関係だと聞いております。相続ということで取得ということで聞いております。現状につきましては一応問題ないと思っております。図面のとおり、この土地のちょうど2反部分、下の部分で畑を作っておりまして、上の部分につきましては今後またその土地の活用を考えていきたいということでした。以上です。

#### 議長

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。ありませんか。

. . . . . .

## • 議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について を 採決いたします。

本件を許可することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

#### • 議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について を 上程し、事務局の説明を求めます。

### • 事務局

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書及び位置図の5-1ページをご覧ください。

整理番号1番の案件についてご説明申し上げます。申請地は橋 本市北馬場・・・、・・、位置は県立・・・学校より北、約・・・ mに位置する第3種農地で、登記簿地目は田、現況は休耕地です。 譲受人は太陽光発電事業を主力事業の1つとして取り組んでいる 会社で、適地を探していたところ、遠方で高齢のため農地の維持 管理が困難になっていた譲渡人と話がまとまり、本申請に及びま した。計画によりますと、太陽光パネル360枚、出力122.4 W、パワーコンディショナー10台、出力49.5Wの太陽光発電 施設を設置します。排水については、汚水、雑排水は発生せず、 雨水については自然浸透及び申請地北側既設側溝に放流します。 このことについて、地元水利組合及び地元区長の同意書が添付さ れております。隣接する農地は10筆ありますが、すべて同意を 得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著 しい影響はないと判断されます。また、担当委員より隣接同意者 の中で記載されている住所地にいてないという報告を受けたため 申請代理人に確認したところ、記載されている住所地を訪ね居住 場所が異なっていたことが分かり、現在の居住地に同意をもらい に行きましたと回答を得ています。事業に要する経費について は、・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明書が添付されて おります。

続きまして、整理番号2番の案件についてご説明申し上げます。 位置図の5-2ページをご覧ください。申請地は橋本市野・・・、 位置は市立西部小学校より南東、約・・・mに位置する第3種農 地で、登記簿地目は田、現況は休耕地です。譲受人は太陽光発電 事業を扱う会社で、適地を探していたところ、高齢のため農地の 維持管理が困難になっていた譲渡人と話がまとまり、本申請に及 びました。計画によりますと、太陽光パネル216枚、出力93. 96㎞、パワーコンディショナー9台、発電出力49.5㎞の太陽 光発電施設を設置します。排水については、汚水、雑排水は発生 せず、雨水については自然浸透及び申請地北側の側溝に放流しま す。このことについて、紀の川用水土地改良区及び地元水利組合 の同意書が添付されております。隣接する農地は3筆ありますが、 すべて同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周 辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費 については、・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明書が添 付されております。

続きまして、整理番号3番の案件についてご説明申し上げます。 位置図の5-3ページをご覧ください。申請地は橋本市野・・・、・・・、 位置は市立・・・より南東、約・・・mに位置する第3種農地で、 登記簿地目は畑、現況は休耕地です。譲受人は太陽光発電事業を 扱う会社で、適地を探していたところ、高齢のため農地の維持管 理が困難になっていた譲渡人と話がまとまり、本申請に及びまし た。計画によりますと、太陽光パネル160枚、出力69.6㎞、 パワーコンディショナー9台、発電出力49.5㎞の太陽光発電施 設を設置します。排水については、汚水、雑排水は発生せず、雨 水については自然浸透及び申請地北側の側溝に放流します。この ことについて、紀の川用水土地改良区及び地元水利組合の同意書 が添付されております。隣接する農地は5筆ありますが、すべて 同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地 への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費につい ては、・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明書が添付され ております。

以上の案件について、農地転用許可基準に照らし審査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、転用の目的実現も確実と思われ、許可相当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしくお願いします。

#### • 議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんから追加説明をお願いします。

### •田中(里)委員

6番田中です。事務局の説明どおりです。工事期間中は、通学路にあたるので車の出入りに注意してほしいと伝えておきました。 それと、防草シート、コンクリート、砂利を敷かないということなので、周辺の農地の方に迷惑にならないように、草刈り等管理をしっかりしてもらうようにお願いしておきました。以上です。

### • 議 長

次。2と3と。

#### • 佐藤推進委員

推進委員の佐藤です。2番と3番の案件で、事務局どおり問題 ないと私は思っています。

### • 議 長

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。ありませんか。

. . . . . .

#### • 議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について を 採決いたします。本件を許可相当とすることにご異議ございませ んか。

(委員より「異議なし」の声あり)

### • 議 長

ご異議がないようですので、本件は許可相当の意見を付して原 案のとおり和歌山県知事に進達することに決定いたします。

なお、議案第2号のうち1番及び2番は1,000㎡以上の転用 となるために、和歌山県農業会議の申合せ決議により、農業委員 会ネットワーク和歌山県農業委員会常設審議委員への意見聴取の 対象となります。事務局は資料作成の準備をお願いしておきます。 次に、議案第3号 農地法第2条の農地でない旨の証明願につ いて を議題といたします。事務局に提案理由の説明を求めます。

### • 事務局

議案第3号 農地法第2条の農地でない旨の証明願についてご 説明いたします。議案書及び位置図の非-1ページをご覧くださ い。

整理番号1番、申請地は橋本市横座・・、台帳地目は田、現況は山林です。申請地は山間部の谷筋の田であり、日当たりが悪く鳥獣被害も多いことから、平成5年頃から植林を行い山林状態となり現在に至っているとのことです。農地でない旨の証明は非農地証明とも言われ、農地法が施行される前から農地が既に農地以外のものになっている場合や、昭和27年以降何らかの原因で非農地に転用した土地で20年以上が経過し、周囲の状況から判断し将来的にも農地として使用するのが困難であり、農地転用行政上も支障がないと認められる場合に、所有者が申出し当該証明を発行するものとなっております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

## • 議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんから追加説明をお願いします。

## • 廣田委員

5番の廣田です。現地、推進委員さんと確認させていただきました。事務局の説明のとおりでありまして、鳥獣被害を受けるということで、花木、花が咲く木の苗を栽培しておりましたんですんでけども、もうそれもそのまま放りまくって、今、椿やらその他いろいろ大きな木と雑木と生えておりましたので、農地でない農地ということに間違いございません。以上です。

### • 議 長

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。ありませんか。

. . . . . .

### • 議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第3号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について を採決いたします。本件を承認することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

### • 議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。

それでは、冒頭に事務局が申しましたとおり、10時まで休憩をし、コロナ対策のために開放しますので、よろしくお願いします。

## (休憩)

## • 議 長

それでは、休憩以前に戻りまして、議事を再開いたします。 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利 用権の設定について を上程し、事務局の説明を求めます。

### • 事務局

それでは、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定についてご説明いたします。議案書の基ー1ページと位置図の基ー1ページをご覧ください。今月の申請は新規で4件、再設定で1件ありますが、代表して整理番号1番の案件を読み上げます。利用権の設定を受ける者は・・・。利用権の設定をする者は・・・。利用権の設定をする土地は橋本市妻・・・、・・の2筆です。現況地目は田で、面積は合計・・・㎡となっております。利用権の種類は使用貸借で、水田として利用いたします。利用権の期間は5年間で、利用権の設定を受ける者の耕作面積は約・・・aとなっております。また、この申請は新規の設定となっております。

なお、今回、利用権を設定する土地は、新規及び再設定の土地を合わせて合計12筆、・・・m²となっております。

以上の集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。ご審議のほど、よろしくお願いします。

### 議長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんで追加説明があればお願いします。

### 東推進委員

1番、2番なんですけれども、推進委員の東ですけど、・・・さんについてちょっとお聞きしたいんですけど、この方は息子さんですか、お父さんですか。

### • 事務局

息子さんです。

### • 東推進委員

息子さんですか。・・歳の。実は、せんだって、・・・さんのお父さんが・・地区の水利組合長の下で会計やってるんですけど、その方と一応お話しして、将来的にかなり何か、僕、個人的な感想として、担い手としてかなり頑張ってくれるんちゃうかなと、ふと思ったので、非常に楽しみにしてるんですけれども、ちょっとそのあたり聞きたかったのと、お父さんも結構熱心に何か、妻地区の田んぼなんか耕作されてまして、親子でかなりやっていかれるような雰囲気もあったので、非常に、・・・地区のみならず、・・・・・地区、3地区に当然関わってくる方だと思いますので、非常にいいことやと思ってます。以上です。

## • 議 長

ほかに追加説明はありませんか。

• • • • •

## • 議 長

それでは、これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

ありませんか。

. . . . . .

### • 議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について を採決いたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

### • 議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認すること に決定いたします。

次に、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に よる利用権の設定について(中間管理事業分)を上程し、事務局 の説明を求めます。

## • 事務局

それでは、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規 定による利用権の設定について(中間管理事業分)についてご説 明いたします。

議案書の中-1ページと位置図の中-1ページをご覧ください。今月の申請は合計で1件となっております。それでは、整理番号1番の案件について説明いたします。利用権の設定を受ける者は、和歌山県の農地中間管理機構である公益財団法人和歌山県農業公社、利用権の設定をする者は・・・。利用権を設定する土地は橋本市隅田町中下・・・と・・・の一部となっております。現況地目は田で、利用権を設定する面積の合計は・・・㎡となっております。利用権の種類は使用貸借で、果樹園として利用すると伺っております。また、利用権の設定の期間は5年間となっております。

県農業公社が今回の利用権設定により農地中間管理権を取得し、 今後、耕作を希望する担い手に転貸することとなります。以上、 ご審議のほど、よろしくお願いします。

## • 議 長

事務局の説明が終わりました。追加説明がありましたら、担当 委員さんでお願いします。

ありませんか。どうぞ。

### •田中(一)委員

7番の田中です。今、事務局の方から説明いただいたそのとおりでございまして、・・・さんにつきましては、人手不足ということで財団法人にお願いしたいという意向が強いので、こうなったんだと思います。以上です。

### • 議 長

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

. . . . . .

### • 議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について(中間管理事業分)を採決いたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

### • 議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認すること に決定いたします。

次に、報告第1号 農地中間管理事業による権利設定について、 事務局に報告を求めます。

### • 事務局

それでは、報告第1号 農地中間管理事業による権利設定についてご説明いたします。

議案書の中報-1ページをご覧ください。中間管理権を取得した和歌山県農業公社より権利が設定された通知がありましたので、ご報告いたします。

整理番号1番から3番までの合計4筆について権利が設定されました。この4件につきましては、令和2年10月定例会で承認

された案件となります。以上、ご報告いたします。

## 議長

報告のとおりでございます。

それでは、議員の皆さんから何かご意見、ご質問等はございませんか。

. . . . . .

## 議長

ないようですので、以上で、本日の農業委員会総会に付議された議案、報告はすべて終了いたしました。

令和2年12月農業委員会総会を閉会いたします。

橋本市農業委員会会議規則第18条により署名する。

令和2年12月2日

会 長 土井 清美 @

5番 廣田 征男 몤

6番 田中 里美 @